

資 料 提 供

平成 29 年 5 月 22 日
 課 名 建設産業課
 担当者名 西原
 内線電話 3822
 直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 29 年 5 月 22 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社弘粋産業	代表者氏名	小笠原 孝弘
主たる営業所の所在地	広島市安佐北区深川町 4015-4		
許可番号	広島県知事許可 (般-25) 第 34485 号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 5 月 22 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 営業停止命令 1 停止を命じる営業の範囲 解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの 2 営業の停止を命じる期間 平成 29 年 6 月 7 日から平成 29 年 6 月 9 日までの 3 日間			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反、業務上過失致死		
株式会社弘粋産業は、平成 27 年 10 月 26 日に広島市中区宝町のビル解体工事現場において、鋼製足場資材である筋交い 197 本を移動式クレーンを用いて 8 階からつり上げて地上に運搬する作業を行うに当たり、つり荷の下への立入り禁止等の措置を講じることなく、筋交いを落下させ、地上のトラック荷台で積込み準備をしていた作業員 1 名を死亡させるとともに、別の 1 名に全治約 6 か月の傷害を負わせたことにより、広島地方裁判所から労働安全衛生法違反による罰金 50 万円の判決を受け、また、現場責任者は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により同裁判所から禁固 2 年執行猶予 3 年の判決を受け、平成 29 年 3 月 9 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			